

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

★基本制度ワーキング（第4回会合）開催される

11月15日（月）、政府の子ども・子育て新システム検討会議の基本制度ワーキングチームの会合が開かれました。全日本私立幼稚園連合会からは、北條泰雅副会長が出席しました。当日は「放課後児童給付（仮称）について」と「産前・産後・育児休業給付（仮称）について」の議論が行われました。

★幼保一体化ワーキング（第3回会合）開催される

全日私幼連を始め各方面からの反対意見を受けて 幼稚園存続案を含む5案が提示される

11月16日（火）、政府の子ども・子育て新システム検討会議の幼保一体化ワーキングの会合が開かれました。全日本私立幼稚園連合会からは、入谷幸二政策委員長が出席しました。内容については下記の通りです。

- 前回も議論が行われた「幼保一体化の目的について（案）」について議論が行われました。資料には前回の議論を受けて文章の修正がされており、他のワーキングチームを受け今後も変更があることを説明した上で暫定的な合意がされました。その後「新システムにおける指定制と認可制の関係について（案）」について事務局より説明の後、議論が行われました。
- 続いて「こども園（仮称）について考えられる複数案（案）」について事務局より説明の後、議論が行われました。全体的な意見としてはイメージが複数案示されたことに評価がありましたが、具体的な内容や財源確保について説明を求める声がありました。

全日私幼連の入谷政策委員長は、多様な複数案の提示に謝意を表しましたが、内容については慎重に検討する必要があるため各案に対する意見については留保しました。ただし、地域で行う子育ての大切さや、ワークライフバランスの観点から過度に施設に依存することは脱却すべきだと発言しました。

〔その他意見〕

- ・ 幼保それぞれの文化があり、それぞれが住み分けてきたので時間をかけて議論が必要であり急激な一体化はしないほうがよい。
- ・ 論点として子育てしたいという人の意見が欠けているのではないか。
- ・ 質の担保、評価基準の議論が必要となる。
- ・ 案2案5については否定的な意見が多くあり、意見を留保する委員もあり、今後も議論を深める必要があるとの認識で一致しました。

「こども園（仮称）について考えられる複数案（案）」と全日私幼連の資料は別紙を参照してください。

〔今号は7枚〕

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申し上げます。

※幼保一体化に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛にFAXまたはメールでお寄せください。

FAX : 03-3263-7038 メール : info@youchien.com

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第3回)	資料3
平成22年11月16日	

こども園(仮称)について 考えられる複数案(案)

平成22年11月16日

第3回 幼保一体化ワーキングチーム資料

目次

【全案共通】 給付システムにより、一体化施設に移行するための財政的なインセンティブを与える。

【案1】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。

【案2】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」については、幼児教育のみを提供するもの、保育のみを提供するものなど、多様な類型を設ける。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。但し、個々の施設が幼稚園・保育所の名称を使用することは可能とする。

【案3】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。幼稚園制度・保育所制度は存続する。

【案4】 平成25年度に、新システム法上の指定施設として、こども園(仮称)を創設する。幼稚園制度・保育所制度は存続する。

【案5】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。幼稚園については、こども園(仮称)制度に移行するよう政策的に誘導する。

【各案イメージ図】 案1～案5

全案共通

給付システムにより、一体化施設※に移行するための財政的なインセンティブを与える。

※ この案の前提は、現行の認定こども園と同様、満3歳未満児の受入れを義務付けていない。仮に満3歳未満の子どもの受入れを義務付けた場合には、この案で示すスケジュールとすることは困難。

<認定こども園>

幼稚園数:約1万4千箇所
(うち預かり保育実施園数:約1万箇所)
(平成21年5月現在)

保育所数:約2万3千箇所
(平成21年4月現在)

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
認定件数	241	180	86	25	532

(平成22年4月1日現在)

※ 現場における子どもや保護者が混乱することがないように、関係者の十分な理解と納得を得ながら進める必要がある。

案1 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。

- 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 現行の幼稚園制度・保育所制度は、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。
- ただし、一定期間(10年程度)は、幼稚園及び保育所として存置できる経過措置を講ずる。

【論点】

- 現行の学校教育体系と児童福祉体系を総合的に勘案した新たな制度を検討する必要がある。
- 幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に対応した多様な選択が認められないことについてどう考えるか。

案2 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」については、幼児教育のみを提供するもの、保育のみを提供するものなど、多様な類型を設ける。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。但し、個々の施設が幼稚園・保育所の名称を使用することは可能とする。

- 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」については、満3歳以上の子どもに対して標準時間の教育活動のみを提供する類型(幼児教育型)や、満3歳未満の子どもに対して家庭に代わる保育のみを提供する類型(保育型)など、多様な類型を設ける。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 現行の幼稚園制度及び保育所制度は、平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。
- 財政的インセンティブにより、各施設が一体的機能を果たすよう政策的に誘導する。

【論点】

- 現行の学校教育体系と児童福祉体系を総合的に勘案した新たな制度を検討する必要がある。
- 学校教育と児童福祉の双方の性格を併せ持つ新たな制度において、幼稚園機能のみ又は保育所機能のみを持つ施設を位置づける(認可を与える)ことは、法制上困難ではないか。また、当該施設が残るのであれば、学校教育法の幼稚園制度及び児童福祉法の保育所制度を廃止する理由がないのではないか。
- 幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、多様な施設が存在することについてどう考えるか。

案3 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。幼稚園制度・保育所制度は存続する。

- 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 現行の幼稚園制度・保育所制度(認可)は、存続する。
- 財政的インセンティブにより、各施設が一体的機能を果たし、こども園(仮称)に移行するよう政策的に誘導する。

【論点】

- 現行の学校教育体系と児童福祉体系を総合的に勘案した新たな制度を検討する必要がある。
- 幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、多様な施設が存在することについてどう考えるか。

案4 平成25年度に、新システム法上の指定施設として、こども園(仮称)を創設する。幼稚園制度・保育所制度は存続する。

- 平成25年度に、新システム法上の指定施設として、こども園(仮称)を創設する。
- 現行の幼稚園制度・保育所制度(認可)は、存続する。
- 財政的インセンティブにより、各施設が一体的機能を果たすよう政策的に誘導する。

【論点】

- 幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する新たな施設を創設しないことについて、幼保一体化としてどう考えるか。

案5 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。幼稚園については、こども園(仮称)制度に移行するよう政策的に誘導する。

- 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 現行の保育所制度は、平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。ただし、一定期間(10年程度)は、保育所として存置できる経過措置を講ずる。
- 現行の幼稚園については、財政的インセンティブにより、こども園(仮称)制度に移行するよう政策的に誘導する。

【論点】

- 保育所制度はこども園制度に移行する一方で、幼稚園制度が残ることについてどう考えるか。
- 幼稚園については、給付体系についても一体化されないこととなり、幼保一体化として不十分ではないか。

各案のイメージ図の比較

(平成25年)

(平成35年)

(案1)

指定施設

こども施設(仮称)の指定

設置手続



こども施設(仮称)の指定

(一体化型)
こども園(仮称)の認可

※

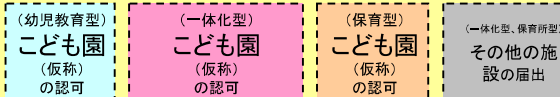
※その他の施設の届出(一体化型、保育所型)

(案2)

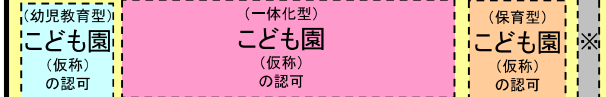
指定施設

こども施設(仮称)の指定

設置手続



こども施設(仮称)の指定



※

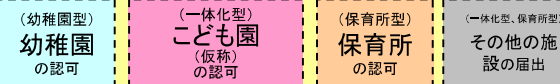
※その他の施設の届出(一体化型、保育所型)

(案3)

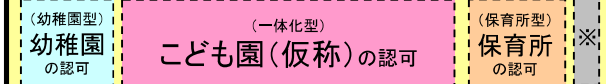
指定施設

こども施設(仮称)の指定

設置手続



こども施設(仮称)の指定



※

※その他の施設の届出(一体化型、保育所型)

(案4)

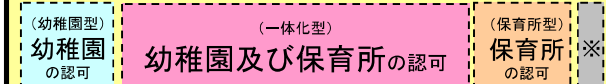
指定施設

こども園(仮称)の指定

設置手続



こども園(仮称)の指定



※

※その他の施設の届出(一体化型、保育所型)

(案5)

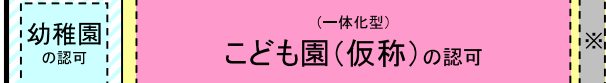
指定施設

従来の財政措置
こども施設(仮称)の指定

設置手続



従来の財政措置
こども施設(仮称)の指定



※

※その他の施設の届出(一体化型、保育所型)

平成 22 年 11 月 16 日

子ども・子育て新システム検討会議
幼保一体化ワーキングチーム 意見書

全日本私立幼稚園連合会
入谷 幸二

- 1 学校教育法第 1 条の幼稚園の改正を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対である。
 - ・ かつて幼稚園・保育所の二元行政を行っていた国では、幼児期からの教育の重要性に鑑み、教育の視点を第一義として統合を行ってきた。幼児期の教育は学校教育としての明確な理念のもとに統合が行われたという各国の歴史的教訓を日本は学ぶべきである。
- 2 幼稚園制度の廃止を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対である。
 - ・ 今回の「幼保一体化」構想は、保育所制度改革をその起源としており、日本の子どもがどのような育ちをするべきかといった本質論に欠けている。このような状況のもとで、拙速に制度のみを無理に変えるのではなく、確実な歩みをするべきである。そのためには、現行法制度を最大限生かした改革を第一歩とするべきである。
- 3 保護者が機関を選択できる制度とするべきである。
 - ・ 「こども園（仮称）」という言葉が独り歩きし、幼稚園も保育所も均質な「こども園（仮称）」に強制的に移行させられるというイメージが先行している。そのことが、幼稚園在園の保護者にも、保育所在園の保護者にも不安感を醸成している。現実に幼稚園や保育所は多様なニーズに応じて多様な形態が存在している。自由主義社会においては、多様な選択が認められる制度とするべきであり、法律により強制的に移行させられるようなことがあってはならない。
- 4 都道府県・国の責任も明確にするべきである。
 - ・ 幼児教育の質の低下をきたさないよう国が、『客観的な基準』を定めるとともに、都道府県が関与する広域的なシステムを構築するべきである。

以 上